

令和4年1月17日

勝山市長 水上 実喜夫 殿

勝山市上下水道料金制度審議会

会長 浅沼 美也



勝山市上下水道料金制度について（答申）

令和3年7月27日付勝上下発第168号により、当審議会に諮問された勝山市における上水道、公共下水道及び農業集落排水事業の料金制度については次のとおり答申する。

記

勝山市は経営の健全性確保から、公共下水道、農業集落排水処理施設使用料を平成22年度に平均12.5%増額とする改定を、水道料金を平成23年度、24年度にそれぞれ平均6.3%増額とする改定を実施してきたところである。

今回、令和4年度から7年度の期間について、上下水道事業の収支状況の現状や将来見通しの検証を行った。今後、老朽化した水道施設の更新及び耐震化を進めていくと厳しい経営状況になると予想される。しかし、期間中は経営状況が安定していると見込まれること、また、新型コロナウイルス感染症の流行による経済の落ち込み等が市民生活に与える影響も考慮し、当審議会は水道料金及び公共下水道、農業集落排水処理施設使用料について、現状の料金・使用料を据え置くことが適当であると判断した。

今後も以下の2点を踏まえ、市民負担が過大とならないように上下水道事業経営の安定化に向け、さらなる努力を求めるものである。

1. 今後、少子高齢化が一段と進み、人口減少に伴い水需要が減少していく見込みである。それにより料金・使用料収入も減少していくと考える。今後も経費節減等の経営の効率化に取り組み、定期的に経営状況を検証して安定した事業運営に努める必要がある。特に公共下水道、農業集落排水事業については、令和6年度の公営企業会計化後、速やかに経営状況を検証すること。
2. 上水道、公共下水道、農業集落排水事業の各施設について、今後は老朽化が進み更新費用の増加が見込まれる。適正な施設規模や設備を考慮した効率的な更新や維持管理、使用者ニーズに即した事業の実施が必要である。

付 記 事 項

(1) 共通事項

- 1) 施設や設備の更新に要する費用を的確に把握し、国・県補助金等の財源確保に努めるとともに、将来世代を含めた負担の公平性を考慮し、使用者が負担すべき額について試算すること。また、更新及び耐震化の必要性や将来必要となる使用者の費用負担について、早い段階から市民への周知に努めること。
- 2) 市民の上水道、公共下水道、農業集落排水事業の各施設の認知度や各事業の経営状況に対する理解度は低いものと考えられる。今後、市民対象の施設見学会の開催などを通じて認知度を高めるとともに、各事業について十分な理解を得るための情報提供に努めること。
また、今後も継続して、勝山市の水道水源の大半を占める地下水は公共の財産であるという意識の醸成に努めること。
- 3) 現在の料金等の納付方法は、口座振替と銀行や市役所での窓口納付である。また、現在の請求方法は隔月での請求であるため、使用月と請求月との間に差が生じて使用者にとって分かりにくい部分がある。今後、使用者の利便性を考慮した、コンビニ納付などの新たな納付方法の導入や分かりやすい請求方法への変更を検討すること。

(2) 水道料金について

現在のところ水道事業の経営は安定しており、今後も継続して利益が生じると見込まれる。しかし、老朽化した水道施設の更新及び耐震化には多大な費用が必要となることから、内部留保資金が減少していくと見込まれる。

今後も定期的に料金水準の検証を実施し、健全な事業運営が困難であると判断した場合は、水道料金の改定もやむを得ないが、料金改定を実施する場合には料金体系について柔軟な考え方で検討すること。

(3) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について

現在のところ公共下水道（農集排）事業の経営は安定している。令和6年度からの公営企業会計化に伴い経営状況がより明確になることから、公営企業会計化後の経営状況を把握して適正な使用料水準について検証すること。

併せて公共用水域の環境保全と事業経営の安定化のため、公共下水道（農集排）への接続促進を図り、水洗化率の向上に努めること。